

発委第3号

発案書

可児市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記事件について、別紙のとおり発案する。

令和5年3月24日提出

提出者 可児市議会議会運営委員会
委員長 澤野 伸

可児市議会議長 板津 博之 様

可児市議会委員会条例の一部を改正する条例

可児市議会委員会条例（昭和58年可児市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管を次のとおりとする。</p>			<p>（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管を次のとおりとする。</p>		
常任委員会の名称	(略)	所管事項	常任委員会の名称	(略)	所管事項
(略)			(略)		
総務企画委員会	(略)	市長公室、企画部、総務部、観光経済部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会に属する事項を除く。）	総務企画委員会	(略)	市政企画部、総務部、経済交流部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項（予算決算委員会に属する事項を除く。）
建設市民委員会		文化スポーツ部、市民部、建設部及び水道部の所管に属する事項（予算決算委員会に属する事項を除く。）	建設市民委員会		市民文化部、建設部及び水道部の所管に属する事項（予算決算委員会に属する事項を除く。）
(略)			(略)		
2及び3 (略)			2及び3 (略)		

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、改正前の可児市議会委員会条例の規定による常任委員会の所管事項に係る調査及び審査事件は、改正後の可児市議会委員会条例の規定によるそれぞれの常任委員会の所管事項に係る調査及び審査事件とみなす。